公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター公共施設管理等業務の就業期間に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の公共施設管理等業務への就業を希望する会員に、公平かつ適正な就業の機会を提供するため、その就業期間に関する必要な事項を定める。

（対象業務）

第２条　この要綱において対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、別表に定める業務とする。

（新たに対象業務に就業する会員の要件）

第３条　新たに対象業務に就業することができる会員は、満 78 歳未満の者で、原則として、過去に同一職種の対象業務に就業していない者とする。

２　就業する者の決定においては、以下の要件を満たす者とし、対象業務に対する就業希望の申し出をしている者から順次選考する。

(1)　センターの事業の基本理念及び目的を理解し、賛同する者であること

(2)　センターの事業に対して積極的及び協力的であること

(3)　その業務にふさわしい能力及び接客マナー等を身に付けていること

(4)　その業務にふさわしい健康状態であること

(5)　その業務に関する諸条件を承諾できること

（就業期間）

第４条　就業期間は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とし、第 7 条に該当しない者については、1 年を超えない期間で延長することができるものとする。

２　同一職種において前項の規定に基づき延長できる就業期間は、5 年を限度とする。

３　前 2 項の規定にかかわらず、就業の満了日が到来する前に当該業務に係る発注者との契約が満了する場合にあっては、その契約満了日をもって就業の満了日とする。

（就業期間延長の特例）

第５条　第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、理事長が対象業務遂行上特に必要があると認めた者にあっては、5 年を超えて就業できるものとする。

２　前項の規定に基づく就業期間の延長は、1 年を限度とする。

（満了通知等）

第６条　第 4 条及び第 6 条の規定により就業期間に達する会員に対しては、満了日の 3 か月前までに就業期間満了予告を文書で通知する。

２　前項の規定により通知する会員のうち就業を終了する会員に対しては、満了日の 1 か月前までに就業期間満了通知を文書で通知する。

（就業の終了）

第７条　理事長は、就業規程第 9 条に定めるもののほかに、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を終了させることができる。

(1)　就業困難と認められる健康状態である場合

(2)　その業務を誠実に履行できない場合

(3)　その業務に必要な能力・接客マナーが明らかに不足しており、指導を行っても改善が認められない場合

(4)　正当な理由がなく発注者の意向に反する行為が多くあり、指導を行っても改善が認められない場合

(5)　就業規程第 8 条第 2 号又は第 3 号の規定に反する状態にあり、指導を行っても改

善が認められない場合

(6)　その他、客観的に見て、就業者として不適格と認められる場合、又はその業務に従事することが不可能となった場合

（複数就業の禁止）

第 8 条　会員は、原則として、2 以上の公共施設管理等業務に就業することはできない。

（委任）

第 9 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　施行日において、既就業期間が 10 年以上の就業者は平成 23 年 3 月末日をもって終了とする。

3　施行日において、既就業期間が 4 年以上かつ 10 年未満の者の既就業期間は 3 年とみなし、残り就業期間は 2 年とし、最終年の 9 月末日をもって終了する。

4　施行日において、既就業期間が 4 年未満の者は、第 3 条の規定に関わらず、既就業期間を含めて継続できる全就業期間を 6 年（1 年間延長）とし、最終年の 9 月末日をもって終了する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 3 月 29 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 30 年 10 月 12 日から施行し、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 15 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

別表（第２条関係）

対象業務

№.	施設管理等業務	職種
1	駐輪場伊勢原	駐輪場
2	駐輪場愛甲石田	
3	放置自転車（警告）	放置自転車
4	放置自転車（移動）	
5	放置自転車（保管）	
6	大山駐車場	駐車場
7	鈴川公園駐車場	
8	中央公民館	公民館
9	成瀬公民館	
10	大田公民館	
11	高部屋公民館	
12	南公民館	
13	大山公民館	
14	比々多公民館	
15	武道館	スポーツ施設
16	行政センタースポーツ施設（体育館・弓道場）	
17	市ノ坪公園	